brought to you by TCORE

『岡山大学法学会雑誌』第63巻第3号(2014年3月) 395

「法教育」に関する一考察(五)

はじめに

辻

博

明

はじめに

訂であり、

(2) (2) (1) ジュニア・ロースクール岡山 むすび 出前授業 第九回ジュニア・ロースクール岡山 事前学習、 出前授業の概要 「著作権」について考える 事前打合会 —— 前年度(平成二四年度)との「比較 「治療費は誰が支払うの?」

企画

・作業の概要

平成二五年度・出前授業について 第九回ジュニア・ロースクールについて

学習指導要領は、これまで約一○年ごとに改訂されているが、 法教育の充実が示されている。社会科関係において、 今回の改訂は、改正教育基本法の理念に基づく改 国会と内閣と裁判所の三 一権の相対 互の関連、

国民の

司法参加について扱うことが新たに明示されている(小学校学習指導要領)。現代社会をとらえる見方や考え方の基

 \mathcal{H}

生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、 考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を深め、いかに 国際社会などを多様な角度から理解させるとともに、自己の関わりに着目して、現代社会に生きる人間としてのあ ることの意義が示されている(中学校学習指導要領)。また、現代社会における諸課題を扱う中で、社会のあり方を 礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させることが新たに取り上げられ、契約の重要性やそれを守

ア・ロースクールのほか、セミナー等、複数の試みがなされている。以下では、それらの試みについて分析するこ 方向性が示されている。 岡山においても、法教育に関連する試みが積み上げられつつある。平成二五年度においても、 出前授業、

り方生き方について考察させるとする(高等学校学習指導要領)。なお、道徳関係、特別活動関係においても同様

とにする。

- の関係で、指導要領の告示後、その本格実施には原則三年ほどを要するとされる)。 校でも法教育が本格実施され、初等・中等教育機関の全段階において法教育が導入されることになる(教科書の改訂・検定等 部科学省『高等学校学習指導要領・平成二一年三月告示』(東山書房、平二一)四七頁以下。なお、平成二五年度から高等学 告示』(東京書籍、 文部科学省『小学校学習指導要領』(東京書籍、平二〇)三四頁以下、文部科学省『小学校学習指導要領・平成二〇年三月 平二〇)、文部科学省『中学校学習指導要領・平成二〇年三月告示』(東山書房、平二〇)四一頁以下、文
- 程における法教育・岡山での試み ―― 」岡法五九巻三=四号一四三頁(平成二二)、同「『法教育』に関する一考察 平成二〇年度~平成二四年度における岡山での試みの概要については、拙稿「法教育に関する一試みと分析 教師の連携の在り方 —— 岡山における法教育実践例から考える」法と教育 [ci 2 五七頁(平二四)。 岡法六一巻一号七七頁、六一巻四号七七頁、六二巻三号一頁(平二三~二五)、矢吹香月「法教育実践における専門家
- 3 育委員会・岡山市教育委員会・岡山大学法学部:後援)(於:岡山弁護士会館)(平成二五年八月八日開催)、一法と教育学会」 「社会科公民科法教育 (法に関する学習)セミナー」(岡山弁護士会・岡山地方裁判所・岡山地方検察庁:主

第四 明キャンパス)。 回学術大会・分科会報告 (「ジュニアロ 1 スクー ル岡山」 「法教育授業」について) (平成二五年九月一 日·武蔵野大学有

出前授業 「治療費は誰が支払うの?」

学法学部教員三名・法科大学院教員一名、 視野を養わせる機会として、法教育に関する特別授業が行われている。平成二五年度も前年度に続いて、 二つのテーマが設定された(①第1日目:「治療費は誰が支払うの?」、②第二日目:「死刑について考えよう」)。 生を対象として行われた(平成二五年九月二日(二クラス)、同年九月三日(一クラス))。特別授業の参加者は、 NS中学校では、 中学三年生社会科公民的分野の授業を通して、 弁護士四名 (岡山弁護士会)、岡山大学法学部生一四名である。今年度は 生徒一人ひとりに法律・憲法についての社会的 中学三年 岡山

大

(1) 事前学習、事前打合会 **——** 前年度 (平成二四年度) との「比較」

前学習を通じて、議論の前提となる基本的知識の整理等がなされている。 事前学習」の実施 学習内容は、 中学校教科書に基づいて、「司法と裁判所」「民事手続き」に関する知識 NS中学校の教諭・生徒間において、 出前授業の準備作業として事前学習が行 制度理解である。 われ

リオ 解釈には立ち入らないとされた。 業の進め方について事前に議論がなされた。本年度の出前授業も、 事前打合会」 生徒に配布しないこととなった。授業では、 の実施 教材作成担当の教員・学生を中心に、 なお、 前年度の出前授業における実績をふまえて、 話し合いによる公正な問題解決 パワーポイントを用いた演劇方式をとり、 出前授業の参加教員等も加 () 生徒の自主的な思考を尊重 わゆる示談) わって、 を目的とし、 教材や授 法

各班にチュー ターの学生が付くこと、 教員・弁護士は近くで待機し支援すること、 質問があ れば答えるこ

Ŧī.

几

(2) 出前授業の概要

は、 た生徒間の議論がどのように展開したか、事前学習による基本的知識がどのように活用されたかが興味深い ことが目的とされている 重さに応じてどのように損害 治療費の分担をめぐる問題 筆者が参加したクラス (教材作成者)。この問題について生徒がどこまで理解できたか、チューターの学生を交え (平成二五年九月二日(一三:五五—一五:三五))の状況)。 (治療費)を分担すべきかについて考え、話し合いによる公正な問題解 (テーマ①) においては、子どもが怪我をする事故に関与した人たちが各々の責任 決に取り組む

[授業の展開]

うに分担するかを考える手掛かりとなる事例)(一三:五五−一四:○○)。 名の班に分かれ 説明用の事例の紹介がなされた(ジュースが不注意によってこぼれた場合に、関係する当事者がジュースの費用をどのよ はじめに、教材作成担当の教員・学生から授業の開始の合図がなされ、 個人用ワークシートの設問のポイントとなる部分に「線」を引くよう生徒に指示がなされた。生徒は五 (計七班)、各班にチューターの学生が二名ずつ付いた。その後、 ワークシート 責任の分担をめぐる比較的簡単な (個人用 班 用 0) 配布

止め方は異なった。 かけた。 次に、本授業の事例に入り、パワーポイントを用いた学生による演劇がなされた(以下は、 演劇は、 その忠告の通り、 B君は母親から、「港は立ち入り禁止ですよ。」と忠告されていたが、それを無視してしまった。 中学三年生のA君とその友人B君・C君が出かけるところから始まる。三人は、 A君とB君は柵を乗り越えるように誘ったが、C君は躊躇し続けた。 立ち入り禁止と表示された柵があった。 その表示が目に入ったが、そのときの三人の受け しかし最終的には B君の提案で港に出 シナリオの流 港の入口 n ,の概

君に対して治療費の請求がなされたのが、本件の事例である。 時大波が押し寄せ、C君は足を骨折してしまった。C君の足の治療には、 は、 込んでしまった。しかし、泳ぎが苦手なC君は、 とを躊躇したため、 た れがあり安全であった 乗り越えようとする声 最終的には三人とも飛び込み、一時間ほど泳ぎを楽しんだ(その時、 (防波堤の外側の 泳いで助けようとした(B君は助けを呼びに行く。)。A君とC君は防波堤の外側になんとか辿り着いたが、 「防波堤の内側から飛び込もうよ。」とB君が誘った。 潮の流れは内側とは異なり沖に流される危険があった(ナレーション))。その時、 B君が (ナレーション))。その後さらに、「防波堤の外側から飛び込もうよ。」と誘う声をA君が上げ の勢いがまさり、 「びびり」とからかう言葉を浴びせた。ついに、C君もその誘いに逆らいきれず、 C君も乗り越えてしまった。 潮に流され大量に水を飲んで、 A君はその誘いに応じ、 波はあったが、防波堤の内側では引き戻される流 港の中に入った三人は、 五〇万円がかかった。C君からA君とB 溺れてしまった。それを見たA君 C 君は躊躇してい 防波堤に辿り着いた。 C 君が飛び込むこ

波堤 がとられている。 ぐような行動」がいくつかあるとされ、まず大切なポイントを押さえるために、設問に答えさせる方式 したのは誰ですか、 たのは誰ですか シートに記入する作業に取り組んだ。 (傍線: 側から飛び込むことを止めたのは誰ですか、 生徒たちは、 側から飛び込むことを提案したのは誰ですか、 チューターから指示のあったポイントとなる部分)、⑤C君を防波堤の内側から飛び込ませたのは誰ですか、 (選択肢: A君、 なお、 ③柵を乗り越えるように誘ったのは誰ですか、 演劇を見ながら、チューターの学生と双方向の 答えは一つとは限らないとされている(設問:①そもそも最初に飛び込みにいくことを提案し B君、C君(以下、同様))、②「港が立ち入り禁止だった」とお母さんに言われたのに無 個人用ワークシートにおいては、 ⑨C君が溺れたとき助けようとしたのは誰ですか、 ⑦C君を防波堤の外側から飛び込ませたのは誰ですか、 ④防波堤の内側から飛び込むことを提案したのは 問い 物語には かけを繰り返しつつ、「個人用」 「事故につながる行動」「事故を防 ⑩怪我をしたのは 沢 ワー ___型 ク

誰ですか) (一四:〇〇—一四:二〇)。

決めましょう、という指示がある。) (一四:二〇―一四:五〇)。 れる行動に◎、それなりに重要と思われる行動に○をつけ、③◎や○をつけた行動を参考にして、C君の治療費の分担額を れ行った「事故につながる行動」「事故を防ぐような行動」を思いつくかぎり挙げ、②それらの行動の中で、 故につながる行動」「事故を防ぐような行動」について記入した(班用ワークシートには、 次に、以上の作業により確認したことを基にして、生徒たちは、「班用」ワークシートの指示にしたがって、「事 ①物語の中で三人がそれぞ

こと(四万円減額) 忠告を無視したこと(三・五班)、「びびり」と言ったこと(七班)、C君:事故につながる行動が多い・泳ぎが下手なのに自 君:事故につながる行動がC君より少ないこと(一班)、事故につながる行動がA君と同じくらいであること(二班)、母の 円(五班・六班))。また、分担額の判断に影響すると思われる「事故につながる行動」「事故を防ぐような行動」に 二二万円:二二万円:六万円(二班)、一五万円:一五万円:二〇万円(三班・四班・七班)、一〇万円:一〇万円:三〇万 業に取り組んだ。その後、各班の代表者から、治療費の分担額とその理由について発表がなされた。発表された治 分の意思で飛び込んだ・メンタルの弱さ・自業自得であること(一・三・四・五・六・七班)、飛び込まざるを得なくされた ながる行動がB君と同じくらいであること(二班)、B君の尻馬に乗ったこと(五班)、誘ったが助けたこと(四・六班)、B ついても、 療費の分担額は、 各班から意見が発表され、多様な内容となった(A君:C君を飛び込ませたこと(一・三・七班)、事故につ 生徒たちは、治療費の分担額について話し合い、チューターの学生と協力して、班の意見をまとめる作 班によって異同が見られた (一五・五万円 (A君):一七万円 (B君):一七・五万円 (C君)(一班)、 (二班)、が挙げられた) (一四:五〇—一五:二五)。

以上の各班からの意見発表を受けて、全体のまとめが進行担当のチューターの学生によってなされた <u>一</u>五.:

五一一五:三〇)。

最後に、 参加教員・弁護士から感想・意見が述べられた (一五:三〇—一五:三五)。

Ξ ジュニア・ロースクール岡山

(1)

第九回ジュニア・ロースクール岡山

企画

・作業の概要

は弁護士と学生が作成し、参加教員・他の弁護士・学生を交えて検討会およびチューターの学生への事前説明会がなされ 中学校四校)、引率教員等三名)。以下ではその中から、 ら弁護士八名、チューター学生一四名(一限)・七名(二限)(法学部)、中高生三〇名 判に触れてみよう」(第二限) ル岡 めの法教育実践の一環として、岡山においては、平成一七年以降毎年行われている。第九回ジュニア・ でない一般の人々が法や司法制度、それらの基礎となっている価値を理解し、 二五年一一月九日開催:岡山大学)は、「『著作権』について考える」(第一限)と「これって『強盗』 法教育に関係する企画の一つとして、ジュニア・ロースクールがある。ジュニア・ロースクールは、 山 (岡山弁護士会・岡山大学法学部:共催、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会・倉敷市教育委員会:後援) の二部構成で行われた(参加者は岡山大学法学部・法務研究科教員五名) 第 一限の企画を中心にその概要を紹介する 法的なものの考え方を身につけるた (岡山県の公私立校:計・高校五校、 (なお、 !? 尚 Ш 口 教材 「弁護士会か 1 刑事裁 ・スクー の原案 (平成

(2) 著作権」について考える

問題に取り組んだ。 徒達は七班 (中学生・一班、 高校生・六班) に分かれ、 次のような具体的な事例を通じて著作権をめぐる身近な

五八

[ワークシート]

県のキャラクターのイラスト・写真利用の手引き、スキャン事業者に対する著作権者側の意見・利用する側の意見) がどのようなものかを基本から学んでいく方式がとられている(なお、進行に応じて適時、 配布されたワークシートには、著作権に関する複数の事例が用意されている。それらの事例を基にして、著作権 資料 (著作権法の抜粋、某 も配布

歌をこっそりと用紙に書き込んで応募したところ、その作品が優秀作品に選ばれたという事例である(シナリオは 大学生が読み上げ・以下同様。)。この事例について、次のような問いが設定されている。 [ケース1]は、高校生A君は短歌コンクールに出すよい短歌が浮かばなかったため、友人B君の考えた短

侵害しているか。また、Q3:著作権のあるものを、勝手にコピーして販売したり、インターネットを利用して多 を求められた二つの班から、「納得がいかない。」「その場にいた者の盗みと同じ行為です。」という回答があった。 ターの学生とともに話し合い枠内に記入(約五分))。Q1について、司会進行役(教材作成担当弁護士)から意見発表 の班から意見発表がなされ、いずれも正答であった。 くの人に閲覧できるような状態にしたとき、刑事罰を受けることはないか。Q2・Q3(択一式)について、三つ の趣味で作成される文章などは保護されないのか(ここで著作権法の抜粋資料配付)。②A君の行為はB君の著作権を Q1:あなたがB君の立場だったら、A君に対してどのような気持ちになるかを考え記しなさい Q2:①著作権法で著作物として保護されるものは、お金を稼ぐことを目的として作成された場合であり、 (各班でチュー 個人

の事例について [ケース2―1]は、漫画家志望の高校生C君が「クマ」を主人公とする漫画を創作したという事例である。こ

Q4:著作物として保護されるのは文章・言葉であり、 純粋な図面やイラスト自体は保護されないのか。

チュー ター の学生と議論した後、 意見発表を求められた一つの班から、 正 しい回答がなされた。

[ケース2―2] は、 C君の漫画の主人公がある県の有名なキャラクターであったという事例である (モノクロ

図表付き)。この事例につい

して補足説明もなされた。) (一〇分休憩)。 会進行役から、 売のためではない。」。②については、「ブログにのせている。販売目的がある。」という回答があった(ここで、 後 売します。」と掲載した場合はどうか。①②について(択一式)、各班で生徒がチューターの学生を交えて議論した 用の手引きを配布)。②C君が、その漫画の一部を自分のブログに掲載し、「続きが読みたい人は、 者の許可を得ておかないといけなかったか。 Q5:①C君が、そのキャラクター入りの漫画を同好会の仲間や家族に見せた場合、 (約一〇分)、二つの班が意見発表し、いずれも正答であった。①の理由については、「仲間・家族内だけで、 著作権法三〇条の「私的利用のための複製」についてコメントがあり、 その理由も記しなさい(ここで、某県のキャラクターのイラスト・ 先に配布された某県の手引きを参照 そのキャラクター 一部二〇〇円で販 販 司

ンし電子データ化しようとしたという事例である。この事例について II[ケース3―1] は、漫画雑誌のバックナンバーを保管しきれなくなったD君が、 残しておきたい分をスキ

t

製と思います。」との回答があった(各班でチューターの学生とともに話し合い枠内に記入(約五分))。 から意見発表がなされ、 Q1:この場合、 D君の行為は、 スキャンした漫画の著作権者は誰になるか。 著作権法上問題があるか。 いずれも正答であった その理由も記しなさい。 (約三分間の議論)。Q2の理由については、「D君の D 君 か、 Q1·Q2 (択/式) その漫画の作者か。 について、 また、 私的利用 Q 2 . . この <u>-</u>つ での 0 場

スにすればお金が稼げると考えたという事例である。 [ケース3 は、 一人で大量の雑誌をスキャンするのに途方に暮れていたD君が、 この事例について、 次のような発展的な問いが設定されてい スキャンの 代行をビジネ

畄 る。

利用の範囲内だと思います。」とした。これに対して、「反対」とした班からは、「著作権者がスキャン代行業者を訴 で回答が分かれた。その理由について、「賛成」と回答した班は、「代行してもらえれば手間がかからない。 い。」「許可なく利用されることは気分がよくない。」との回答があった。一方、②については(択一式)、二つの班 については、「収入がなくなる。出版社の収入がなくなる。許可なく自分の著作物が増殖することは納得がいかな 分間議論)。①について(択一式)、二つの班から意見発表がなされ、いずれも「反対」との回答があった。その理由 なにか。②スキャン代行の利用者側は、どのような意見をもつか(賛成か・反対か)。その理由はなにか(各班で約一○ したか。その理由も記しなさい。)、司会進行役から解説があり終了時間となった。 利用者側の意見に近い・その他)。Q5:あなたは、この両者の対立について、どのような形で解決をはかればよいと思いま えているときは、許されない。」との意見発表がなされた(ここで「予想外の意見ですね。」とのコメントがなされた。)。 (Q4:スキャン代行について、あなた自身はどのような意見を持ちましたか Q3:①著作権者側からすると、スキャン代行について、どのような意見をもつか(賛成か・反対か)。その理由は なお最後に、資料が配付され(スキャン事業に対する著作権者側の意見・利用者側の意見)、その他の問いについて (著作権者側の意見に近い・スキャン代行 個人の

四 むすび

最後に、 前年度までと比較して整理することにする。 た。

(1) 平成二五年度・出前授業について

教材その他において、工夫がなされていた。今回も、 する方式がとられた ぐ行動」)を択一式の設問で確認した後、班用ワークシートに、ポイントとなる行動・理由と治療費の分担額を記入 今年度の出前授業においては、一枚のワークシートではなく、「個人用」と「班用」のワークシートが用意され 個人用ワークシートにおいて、 (段階的な学習)(なお、選択肢にない回答の可能性について若干の議論が事前打合会で見られた。)。 事例を理解するための重要なポイント 法教育授業の準備作業の大変さが感じられた。 (「事故につながる行 動」「事故を防

ける方向に作用する要素とそれを「妨げる」方向に作用する要素の違いをどの程度認識して結論を導いたのだろう た生徒達の意見には「多用性」が見られた(個人用ワークシートの内容を超える回答も)。)。生徒達は、責任を「根拠」付 要素を重要と考えるか、 また、生徒達が考えた治療費の分担額とポイントとなる行動・理由との間には、どのような関係があるのだろうか。 か(なお、 授業の事例は、 損害の発生・阻止に「直接的」に作用する要素もあれば「間接的」な作用にとどまる要素もあり複雑化する。)。 複数の要素の「総合的」な判断、「規範的」な評価が求められる事案であった。したがって、 抽出した複数の要素をどのように組み合わせるかによって結論が異なる(各班から発表され

(2) 第九回ジュニア・ロースクールについて

まず、前年度と同様に、

教材の原案は、

興味深

原案の検討 ・修正等が試みられ、 授業進行・配布資料の内容・各班での議論の進め方等について説明がなされ

専門家と学生によって作成された。また、

事前の検討会・説明会にお

解できるように配慮されていた。また、 次に、 今回 の授業にお (V ては、 教材 (特にワークシート) 時間配分がより細かく設定され、 のスリム化がなされており、 生徒の意見発表も二班ずつ順次行う試み 中 高生がその場で読 んで理

う工夫がなされていた(最後にアンケートも実施(授業進行役・チューターの説明の分かりやすさ等について))。

がなされていた。さらに、資料は一括して配付するのではなく、授業の進行に応じて配布しコメントを加えるとい

体物)にも保護すべき「利益」があるか、立場の異なる著作権者と利用者の間にはどのような利益の「対立」がある か等について、推論過程を辿ってどこまで理解できたのだろうか。興味深い(本件では「保護法益」等の理解)。 か等について、かなり感じ取ることができたものと推測される。さらに、手で触ることのできないようなもの の役割等が関係か。)。生徒達は、身近な事例とコメント等を通じて、著作権法で保護される著作物がどのようなもの んど違いが見られなかった(従来との違い)(どのような要因が関係しているのか。問いの立て方・配付資料・チューター さらに、今回の授業においては、生徒達は択一式の問いについては全て正答であり、回答の理由についてもほと